

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おもむねの位置)	墨 1. 東向島・京島・八広地区 約258.3ha (墨田区北部中央地区)	墨 2. 鐘ヶ淵周辺地区 約123.5ha (墨田区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	低層老朽住宅等密集市街地においては、現在のまちの良さをいかしつつ整備改善し、地域の活性化と災害に強いまちづくりを促進する。	道路及び公園の公共施設の整備改善と建築物の不燃化促進により、広域的な防災性の向上に寄与するまちづくりを進める。	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	曳舟駅・八広駅周辺は、区北部地域の広域拠点・生活拠点として土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。 密集市街地においては、現状の市街地の特質である住商工の共存をいかしつつ、共同化・不燃化の促進を図り、住環境と産業環境の調和した中低層市街地として整備する。 また、必要により住商工の立体化分離等の促進を図る。 幹線道路沿道は、不燃化・共同化による中高層建築物への更新を促進し、更に延焼遮断帯の形成を図る。	鐘ヶ淵駅周辺においては、区北部地域の生活拠点として土地の高度利用を促進し、商業機能の整備を図る。補助120号線(鐘ヶ淵通り)沿道は、延焼遮断帯としての機能向上を図るとともに、密集市街地においては、道路等の整備に併せて建築物の共同化・不燃化の促進を図り、安全で住環境と産業環境の調和した中低層市街地として整備する。	
c 建築物の更新の方針	種々の助成事業の活用によって、共同化・不燃化を積極的に促進する。 曳舟駅周辺においては市街地再開発事業等により密集市街地を解消し、建物の共同化により中高層化を図る。	幹線道路の整備に併せ、沿道建築物の共同化・不燃化を促進する。 また、密集市街地においては、建築物の共同化・不燃化を積極的に促進する。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区設置の整備の方針	公園や区画道路等の公共施設においては、防災上の問題を多く抱えているところから段階的に整備し、地域の防災性及び住環境の向上を図る。	補助120号線(鐘ヶ淵通り)の拡幅整備を推進する。 また、道路と鉄道(東武鉄道伊勢崎線)の立体交差化の促進を図る。更に、区画道路、広場、公園等の整備を進める。	
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置  2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等  3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項  4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	<p>住民主体の計画づくりと合意形成を図りながら、公園・道路等の整備は公共が行い、住宅市街地総合整備事業(密集型)等様々なまちづくり事業を活用しつつ、民間による不燃化建替え等の自主更新を積極的に誘導していく。</p> <p>住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業 ・八広なみづき通り(事業中) ・放射32号線(事業中) 防災街区整備事業(予定) 市街地再開発事業(予定) 街路整備事業 ・放射32号線(事業中)・補助120号線(事業中)・区画道路6号線(事業中) ・環状4号線(事業中)・区画道路7号線(一部事業中)</p> <p>地区計画「曳舟駅周辺地区」(決定済) 地区計画(予定)</p> <p>都市防災不燃化促進事業(完了) ・明治通り・水戸街道沿い 都市高速鉄道京成電鉄押上線轟立交事業(完了) 市街地再開発事業(完了) ・京成曳舟駅前東第一地区・曳舟駅前地区・京成曳舟駅前東第二南地区・京成曳舟駅前東第三地区 防災街区整備事業(完了) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区 街路整備事業(完了) ・補助326号線・鉄押付1号線・鉄押付2号線</p>	<p>公共は、道路、公園等の公共施設を整備するとともに、都市防災不燃化促進事業等様々なまちづくりを支援、促進する。 また、区民が主体となるまちづくりを支援するため、まちづくり協議組織への運営支援、地域情報の提供等、積極的に地域に働きかけていく。</p> <p>住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業 ・鐘ヶ淵通り(事業中) 街路整備事業 ・補助120号線(事業中)</p> <p>地区計画(予定)</p> <p>都市防災不燃化促進事業(完了) ・明治通り・水戸街道沿い・墨堤通り 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規 △・・・区域変更

番号 地区名 (おぼしきの位置)	墨 1. 東向島・京島・八広地区 (墨田区北部中央部)				墨 2. 鐘ヶ淵周辺地区 (墨田区北部)			
a 防災公共施設の整備の方針	密集市街地における延焼遮断帯の形成と沿道市街地の防災性向上を図るとともに、特定整備路線として指定されている防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。				密集市街地における延焼遮断帯の形成と沿道市街地の防災性向上を図るとともに、特定整備路線として指定されている防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	放射32号線 補助326号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助120号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員20m 延長約860m 幅員17m 延長約350m		防災都市計画施設道路	第1号	幅員20m 延長約900m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：特定整備路線（令和4年度まで） 防災都市計画施設道路第2号：（完了）				防災都市計画施設道路第1号：事業中（令和5年度まで）北西530mについては特定整備路線			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	墨 1. 東向島・京島・八広地区	墨 2. 鐘ヶ淵周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の不燃化を図る。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の不燃化を図る。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中高層主体の耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、中高層主体の耐火建築物の整備を進める。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおぼしきのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号沿道については、都市防災不燃化促進事業により令和6年度（予定）までに、沿道建築物の不燃化を図る。	都市防災不燃化促進事業により、防災都市計画施設道路第1号沿道においては、令和7年度（予定）までに、沿道建築物の不燃化を図る。